

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)	
地域名 (地域内農業集落名)	住吉地域 (古町、住吉)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 10日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

住吉地域は、集落営農法人を中心として、米、麦及びWCSを中心作物として耕作している。また近年、一部でイチゴ農家が営農を始めている。集落営農法人は地域内の耕作者を中心に組織しているが、高齢化が進み後継者不足の状況である。なお、耕作者は173名(平均年齢71歳)である。
住吉地域は平成23年～29年に向け基盤整備が実施されているが、未整備地域が1/3程残っており、農道が狭く効率的な農業展開が難しい地域がある。これら農地を誰に、どのように集積・集約し整備を進めていくかが、地域農業を継続していく鍵となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来の地域農業は、現状と同じく、集落営農法人を中心とした米、麦及びWSCを中心とした土地利用型農業を想定しているが、WSCは畜産業の経営や補助金の状況が大きく影響するため、それを踏まえた展開を検討していく必要がある。
地域農業に後継者を呼び込むためには、その地域で儲かる農業が出来る基盤があることが重要なファクターであり、狭大な農道や高低差のある農地を整備するなど、環境の整備が必要である。また作業受委託や作業者の確保も作業の平準化と併せて検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

住吉地域は、過去の基盤整備により地域の住宅地と農用地の棲み分けが行われているが、近年より前に整備されていた農地の規模や農道は狭いため、整備や活用の在り方を検討する必要がある。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農法人を中心に、集積・集約を進め農業生産の効率性を高めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
一部地域に農地の規模が小さく、農道の狭い部分があるため、整備の可否や今後も活用するかを含め検討を継続していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修を活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
後継者やオペレータ不足の現状から、作業受委託、高齢者の雇用並びに農業支援サービスの活用を検討していく。その際、作業時期や量の平準化も併せて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦⑩大雨等で水没する地域があるため、その対応や対策が課題。